

監事監査報酬規程

(適用範囲)

第1条 当法人より依頼する監事監査（業務監査及び財務監査等）の実施に際し、報酬を支給する。なお、支給額は第4条の通りとする。

(支給額の決定)

第2条 監事監査報酬の額については、評議員会の決議により決定するものとする。

2 評議員会は、監事監査報酬の額を決議するに際しては、民間事業者の同業務従事者の報酬、当該福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものにならないように決定する。

(支給方法)

第3条 監事監査の出席監事に、現金または金融機関への振込により支給する。

（振込による支給日は、毎月25日とする。但し、当日が金融機関の休業日にあたる場合は、金融機関の翌営業日とする。）

(報酬の額)

第4条 報酬の額は、1回：15,000円（*源泉徴収分を除く）とする。

(交通費等)

第5条 監事監査の実施に係る交通費は、「理事会・評議員会開催に係る役員交通費内規」に準じる。

以上

附則

この内規は、2022年4月1日から施行する。